

令和4年11月8日（火）午後2時

大阪広域水道企業団
経営管理部 総務課
電話 06-6944-6045（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

令和4年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会
及び11月議員全員協議会の開催について

令和4年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会及び11月議員全員協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和4年11月15日（火）

- （1）11月議員全員協議会 午後0時30分から
- （2）11月定例会 午後1時から

2 会 場

シティプラザ大阪 2階 旬（しゅん）
大阪府中央区本町橋2番31号

3 議 題

- （1）11月議員全員協議会
 - 議事日程等
- （2）11月定例会
 - 付議事件
 - 企業長提出議案（議案6件、報告4件《別紙「提出予定議案」参照》）
 - 諸般の報告
 - 監査委員報告1件《別紙「提出予定議案」参照》

4 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 一般席は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、傍聴定員を5人に制限しています。会議当日、会場前で、午後0時から先着順で受付を行います。

5 取材に関する留意事項

- 報道関係者席は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年と比べて座席を減らしておりますので、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。
- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。受付は、会場前で、午後0時から開始します。
- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。
- 会場内ではマスクを着用してください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	<p>○豊能水道事業の料金を改定する。</p> <p>○市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日</p>
第2号議案	大阪広域水道企業団公告式条例一部改正の件	<p>○事務の効率化を図るため、規則等について公布の署名を要しないこととし、公布のための記名等について定める。</p> <p>○規程の公表のための押印を要しないこととする。</p> <p>○施行期日 公布の日</p>
第3号議案	令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	<p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金 10,324,696,434円のうち、152,901,974円を水道事業統合促進積立金として積み立て、5,632,626,576円を資本金に組み入れる。 ・市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金 3,595,718,466円のうち、192,838,741円を減債積立金として積み立て、1,330,702,973円を資本金に組み入れる。 <p>ことについて議決を求めるもの。</p>
第4号議案	令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	<p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金4,031,782,249円のうち1,383,422,797円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。</p>
第5号議案	令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	<p>○令和4年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村域水道事業 補正予算額 17百万円 (千早赤阪水道事業)
第6号議案	令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	<p>○令和4年度の工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の追加

○報告

番号	名 称	概 要
第 1 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、令和 3 年度の水道事業会計の決算について報告する。
第 2 号報告	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、令和 3 年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。
第 3 号報告	令和 3 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和 3 年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし ・経営健全化基準 20%
第 4 号報告	債権放棄報告の件	○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和 3 年度に放棄した債権について報告する。

○監査委員報告

名 称	概 要
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。